

組織体制に関すること

1. 令和4年度の組織

組織名称	
企画部	企画調整課、財政課、施設整備課、広報広聴課、情報推進課
総務部	総務課、人権啓発課、人事課、経理課、税務課、新庁舎整備課
地域振興部	地域活動課、戸籍住民課、商業・ものづくり課
文化スポーツ振興部	文化観光課、スポーツ推進課
子ども未来部	子ども育成課、子ども家庭支援センター、子育て応援課、保育課、保育支援課
福祉部	福祉計画課、障害者施策推進課、障害者支援課、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、生活福祉課
健康推進部	健康課、国保医療年金課
品川区保健所	生活衛生課、保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター
都市環境部	都市計画課、住宅課、木密整備推進課、都市開発課、建築課、環境課
品川区清掃事務所	
防災まちづくり部	土木管理課、道路課、公園課、河川下水道課、防災課
会計管理者（会計管理室）	
教育委員会事務局	庶務課、学務課、指導課、教育総合支援センター、品川図書館
区議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	

2. 複数所管による連携案件

(1) 重層的支援体制整備事業

①事業概要

- ・社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行。
- ・既存の相談支援等の取組みを活かし、子ども、障害、高齢、生活困窮など分野別の支援体制では対応困難な複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

②区の検討状況

- ・令和3年度は、関係所管（福祉部、子ども未来部、品川区保健所等）で会議体を設け、各所管で実施している相談やケース対応の体制確認を行うとともに課題の洗い出しを行った。
- ・令和4年度は、関係所管で具体的な困難事例の検討を行う。

(2) こども家庭庁

①概要

- ・こども家庭庁では「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」の3部門による組織体制により、子どもに関する政策の総合調整権限を一本化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的支援を実現する。

②区組織との関係

- ・包括的支援の「困難な状況にあるこども支援」「こどもの安全」「こどもの居場所」等は、子ども未来部、福祉部、品川区保健所、教育委員会など複数の所管が関係する。